

名城大学経友同窓会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、名城大学経友同窓会と称する。(以下「本会」という)

(事 務 局)

第2条 本会は、事務局を名古屋市天白区塩釜口1-501 名城大学内におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なうことができる。

- (1) 会員交流会の開催
- (2) 会員名簿の発行
- (3) 会報等の発行
- (4) 研究会等の開催
- (5) 準会員への援助
- (6) その他目的達成のため、必要と認めた事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 会 員

名城大学経営学部、経済学部、短期大学部情報国際科、大学院経営学研究科、大学院経済学研究科、第1・2商学部、第1・2法商学部商学科、商学部一部・二部、商学部、短期大学部第1・2商経科、短期大学部商経科、大学院商学研究科、名古屋専門学校商科の卒業生

(2) 準 会 員

前項の在学生

(3) 特別会員

名城大学の当該学部及び当該短期大学部に、勤務する教職員及びかつて勤務していた教職員

第4章 役 職 員

(相 談 役)

第6条 本会に、相談役をおくことができる。

(1) 相 談 役 若干名

(役 員)

第7条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 5 名 以内
- (3) 書 記 2 名
- (4) 会 計 2 名
- (5) 常 任 幹 事 20名 以内
- (6) 監 査 2 名

(卒年幹事)

第8条 本会に、次の卒年幹事をおく。

各卒業年度ごとに原則として学部2名・短期大学部1名

第9条 削除

(相談役の選任及び任期)

第10条 相談役は、役員会の議決を経て幹事会で選任する。任期は1期2年とし、再任を妨げない。

(相談役の職務)

第11条 相談役の職務は、次のとおりとする。

- (1) 削除
- (2) 名城大学の発展に関する情報収集、意見交換
- (3) 本会の運営等についての助言
- (4) その他

(役員 の選任及び任期)

第 12 条 本会の役員は、卒年幹事の中から、互選とする。役員 の任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げない。会長の任期は、3 期 6 年までとする。ただし、後任の場合は、残任期間とする。

(役員 の職務)

第 13 条 役員 の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の記録をする。
- (4) 会計は、本会の年度収支につとめる。
- (5) 常任幹事は、幹事会において決定された業務を執行する。
- (6) 監査は、本会の業務及び会計を監査する。

(卒年幹事 の選任及び任期)

第 14 条 卒年幹事は、役員会 の推薦に基づき、幹事会 で選任する。任期は、1 期 4 年とし、再任を妨げない。

(卒年幹事 の職務)

第 15 条 卒年幹事は、幹事会 を構成し、本会の役員及び運営事項を決議する。

(職員)

第 16 条 本会の事務を処理するため、職員をおくことができる。

第 5 章 役員会、幹事会及び総会

(役員会 の構成)

第 17 条 本会の会長、副会長、書記、会計、監査及び常任幹事で役員会を構成し、会長が議長となる。

(役員会 の招集)

第 18 条 役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

(役員会 の成立)

第 19 条 役員総数の 2 分の 1 以上の出席(委任状提出者は出席とみなす)で成立し、決議は全員一致を原則とする。

② 相談役は、会長の要請があるときは、役員会に出席し、職務に応じ意見を述べることができる。

(幹事会 の構成)

第 20 条 本会の卒年幹事で幹事会を構成し、会長が議長となる。

(幹事会 の招集)

第 21 条 定例幹事会は、会長が招集し、原則として毎年 5 月に開催するものとする。ただし会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。又会長は、卒年幹事総数の 3 分の 1 以上の要請あるときは、臨時幹事会を招集しなければならない。

(幹事会 の成立)

第 22 条 卒年幹事総数の 3 分の 1 以上の出席(委任状提出者は出席とみなす)で成立し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

② 相談役は、会長の要請があるときは、幹事会に出席し、職務に応じ意見を述べることができる。

(総会 の構成)

第 23 条 本会の会員で総会を構成し、会長が議長となる。この総会は、本会の最高決議機関とする。

(総会 の招集)

第 24 条 会長が招集し、毎年 1 回定例総会を開催するものとする。ただし定例幹事会をこれに代えることができる。

(総会 の成立)

第 25 条 幹事会 の成立条件に準じ、出席の過半数で決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第6章 委員会

(各種委員会等の設置及び廃止)

第26条 委員会等は、本会の円滑な運営を図るため必要に応じて、役員会の議を経て幹事会で設置及び廃止を行うことができるものとする。

第7章 会計

(会計)

第27条 本会の会計に関する事項は、別に定める。

第8章 補足

(会員の範囲)

第28条 前第5条第1号及び第3号は、次のとおりとする。

名城大学経営学部	(H. 16.4～)
名城大学経済学部	(H. 16.4～)
名城大学短期大学部情報国際科	(H. 14.4～)
名城大学大学院経営学研究科	(H. 15.4～)
名城大学大学院経済学研究科	(H. 14.4～)
名城大学第1商学部	(S. 24.4～S. 25.3)
名城大学第2商学部	(S. 24.4～S. 25.3)
名城大学第1法商学部商学科	(S. 25.4～S. 42.3)
名城大学第2法商学部商学科	(S. 25.4～S. 42.3)
名城大学商学部1部	(S. 42.4～)
名城大学商学部2部	(S. 42.4～)
名城大学商学部	(H. 15.4～)
名城大学短期大学部第1商経科	(S. 25.4～S. 42.3)
名城大学短期大学部第2商経科	(S. 25.4～S. 42.3)
名城大学短期大学部商経科	(S. 42.4～)
名城大学大学院商学研究科	(S. 31.4～)
名古屋専門学校商科	(S. 25.4～)

(改正)

第29条 本会の規約改正は、幹事会において行なうものとする

附 則

- ① この規約は、平成14年4月1日から施行し、従前の経友会及び二商会の規約は廃止する。
- ② 本会は、経友会及び二商會を母体として設立されたものである。
従って、平成14年3月31日現在の経友会及び二商會の資産を全て引き継ぐものとする。
- ③ 平成14年4月発足時の幹事会の構成は、平成12年度末の卒業生数を勘案し123名（経友会103名・二商會20名）とする。以後この数を拘束するものではなく、會を構成する全卒業生から卒年幹事を選出し、幹事会で承認を受けるものとする。
- ④ 平成14年3月31日以前に選任された経友会及び二商會の顧問については、この規約により選任されたものとみなす。
- ⑤ 平成14年3月31日以前に選出された学校法人名城大学評議員は、経友同窓會として推薦したものとみなす。ただし、残任期間については、母体である経友同窓會の承認を得るものとする。

附 則

- ① この規約は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

- ① この規約は、平成19年12月16日から施行する。

附 則

- ① この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- ① この規約は、平成28年4月1日から施行する。